

訪問介護事 ドリーム
指定訪問介護〔訪問介護相当サービス〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社千幸が開設する訪問介護ドリーム（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び訪問介護相当サービス（以下、「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態もしくは要支援状態にある利用者又は事業対象者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

- 第2条
- 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 2 指定訪問介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
 - 3 訪問介護相当サービスの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 訪問介護 ドリーム
- （2）所在地 埼玉県越谷市北越谷三丁目7番31号

（事業所の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行う。
- （2）サービス提供責任者 1人以上
事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護サービス計画又は訪問型サービス計画、（以下「訪問介護計画等」という。）の作成等を行う。
- （3）訪問介護員 常勤換算2.5人以上
指定訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。(祝日も営業日とする)
ただし、12月29日～翌年の1月3日までは年末年始休日とする
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(指定訪問介護の内容)

第6条 1 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
- 2 の内容は次のとおりとする。
- (1) 訪問型サービス費 (Ⅰ) …1週に1回程度
 - (2) 訪問型サービス費 (Ⅱ) …1週に2回程度
 - (3) 訪問型サービス費 (Ⅲ) …1週に3回程度

(指定訪問介護等の利用料その他の費用の額)

- 第7条 1 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は市が定める基準によるものとする。当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり100円とする。
- 3 急なキャンセル(介護予防は除く)については次の料金を利用者から徴収する。ただし利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は除くものとする。
- (1) 利用予定日の前日の営業時間内(午後6時まで) ……無料
 - (2) 利用予定日の前日の営業時間外から当日まで ……1,000円
 - (3) 訪問時不在の場合 ……1,000円
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、越谷市(桜井地区、大袋地区、新方地区、増林地区、荻島地区、北越谷地区、出羽地区、大沢地区、越ヶ谷地区、南越谷地区の一部)とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 1 指定訪問介護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。
- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防にあつては地域包括支援センター)等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

- 第10条 1 指定訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定訪問介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提出した指定訪問介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

- 第11条 1 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（訪問型サービスにあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに必要な措置を執る。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第12条 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を別途、秘密保持契約書を作成して約束するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業者は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じるものとする。
1. 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
2. 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
3. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
4. 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。 役職：管理者 氏名：鳥居 妙

(感染症対策に関する事項)

第14条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

1. 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
3. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染防止委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
4. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
5. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(業務継続に向けた取り組みに関する事項)

第15条 事業所は、業務継続に向けた取り組みのため次の措置を講ずるものとする。

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 1 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年12回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社千幸理事会及び理事と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は令和5年5月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施工する。